

公益通報者の範囲と対応方針

事業者としての市					行政機関としての市
一般職	特別職	派遣労働者	委託先従業員	役員	民間労働者
退職者（1年以内）					
公益通報条例	公益通報要綱（新規制定）				外部通報要綱
市政監察員 企画部長 総務部長	総務課長 （又は企画防災課長）				事務の所管課長 ※取りまとめ 総務課長